

湘南西部地区保健医療福祉推進会議 会議公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湘南西部地区保健医療福祉推進会議（以下、「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開方法)

第2条 会議の公開は、次の各号の方法により行う。

- (1) 会議の設置根拠、設置年月日、設置目的及び委員構成等の会議の概要並びに会議開催の告知の平塚保健福祉事務所ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載。
- (2) 会議室における会議の傍聴
- (3) 会議の議事録及び会議資料のホームページへの掲載。

(非公開とする事項)

第3条 次の各号に掲げる事項について会議で協議を行う場合、当該事項は非公開とする。

- (1) 神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項
- (2) 公開することにより会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると会議で決定した事項

(会議開催の告知)

第4条 第2条第1号のうち、会議開催の告知は、会議開催日の1週間前までにホームページに掲載する。

(会議の傍聴)

第5条 会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

- 2 傍聴人の定員は、会議の都度、会長が会議室の収容人数等を考慮して定め、傍聴希望者が定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。
- 3 傍聴の許可は、会長が会議に傍聴希望者の数を報告のうえ、傍聴人に対して会議室への入場を指示することをもって行う。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 傍聴人は、他の傍聴希望者と交替してはならない。
- (2) 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となる行為をしてはならない。
- (3) 傍聴人は、会場において写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、報道機関等が取材の必要により、あらかじめ会長に申し出て許可を受けた場合はこの限りでない。
- (4) 傍聴人は、会議が第3条各号に定める非公開事項を協議する際、会長の指示に従い、会場から退場しなければならない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(議事録及び会議資料のホームページへの掲載)

第8条 議事録は、会議終了後すみやかに事務局が調製し、当日の会議資料とともにホームページに掲載する。ただし、第3条各号に規定する非公開事項に係る議事の議事録及び資料を除く。

(会議の開催形態による公開方法の特例)

第9条 会議を、会議室における会議の開催以外の形態により開催する場合、会議の公開方法は次の各号のとおりとする。

(1) 書面開催においては、第2条第1号及び第3号の方法により会議を公開する。ただし、第3号に規定する議事録については、事務局が作成した協議結果一覧表に読み替える。

(2) ウェブ会議システムを用いた開催においては、第2条第1号及び第3号の方法により会議を公開する。

(実施細目)

第10条

この要領に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和3年9月3日から施行する。